

使用料・手数料の改定等

1 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2 改定等に当たっての考え方

- ・ 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ・ 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ・ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5 倍を限度として改定を行います。

3 対象条例等の数及び影響額（一般会計）

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	7	4.9	4.9
料 額 の 新 設	0	—	—
合 計	7	4.9	4.9

4 主な改定項目

料額を改定するもの

○ 都道の占用料

第一種電柱（1本・年額）

市 1,620円 → 1,670円

看板（表示面積1㎡・年額）

特別区（一級地） 57,000円 → 60,000円

*特別区（一級地）：千代田、中央、港、新宿、文京、台東、渋谷及び豊島の8区

○ 河川敷地の占用料

第一種 船等の係留・栈橋（1㎡・年額）

一級地 16,487円 → 15,572円

二級地 4,711円 → 5,001円

*一級地：千代田、中央、港、新宿及び渋谷の5区

*二級地：文京、台東、品川、目黒及び豊島の5区

○ 霊園施設の使用料

青山霊園 一般埋蔵施設（1㎡） 2,970,000円 → 3,200,000円

多磨霊園 樹林型合葬埋蔵施設（2号基・遺骨1体）
81,000円 → 95,000円